

## 東京都市計画生産緑地地区の変更（大田区決定）

東京都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

### 第1 種類及び面積

種類	面積
生産緑地地区	約 2.32 ha

### 第2 削除のみを行う位置及び区域

名称		位置	削除面積	備考
番号	地区名			
11	南馬込	大田区南馬込六丁目地内	約 500 m <sup>2</sup>	地区の一部
16	久が原	大田区久が原二丁目地内	約 1,290 m <sup>2</sup>	地区の全部
17	久が原	大田区久が原二丁目地内	約 580 m <sup>2</sup>	地区の全部
計	3件		約 2,370 m <sup>2</sup>	

「区域は計画図表示の通り」

#### 理由

買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地地区の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止する。

#### 変更概要

種類	変更事項
生産緑地地区	1 位置の変更 (新旧対照表の通り)
	2 区域の変更 (計画図の通り)
	3 面積の変更 18件 → 16件 約 2.56ha → 約 2.32ha

#### 新旧対照表

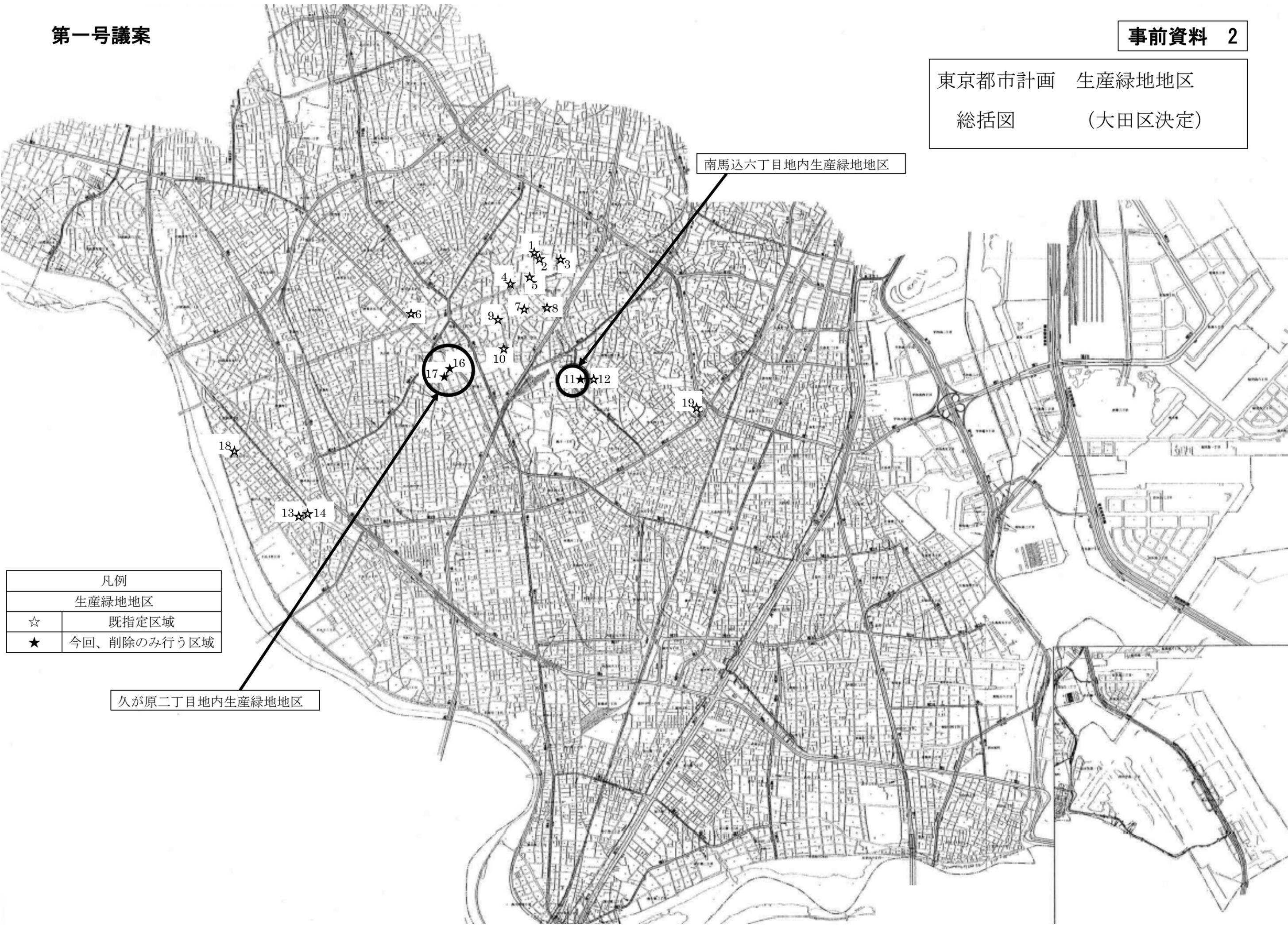
番号	変更前	位置	変更内訳		変更後	摘要
	面積		削除	追加	面積	
11	約 1,520 m <sup>2</sup>	大田区南馬込六丁目地内	約 500 m <sup>2</sup>	約 0 m <sup>2</sup>	約 1,020 m <sup>2</sup>	一部削除
16	約 1,290 m <sup>2</sup>	大田区久が原二丁目地内	約 1,290 m <sup>2</sup>	約 0 m <sup>2</sup>	約 0 m <sup>2</sup>	全部削除
17	約 580 m <sup>2</sup>	大田区久が原二丁目地内	約 580 m <sup>2</sup>	約 0 m <sup>2</sup>	約 0 m <sup>2</sup>	全部削除
計	3,390 m <sup>2</sup>		2,370 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	1,020 m <sup>2</sup>	
変更 のない 地区	計 15件 計 22,200 m <sup>2</sup>				計 15件 計 22,200 m <sup>2</sup>	
計	18件 25,590 m <sup>2</sup>				16件 23,220 m <sup>2</sup>	→2.32ha

東京都市計画 生産緑地地区  
総括図 (大田区決定)

南馬込六丁目地内生産緑地地区

久が原二丁目地内生産緑地地区

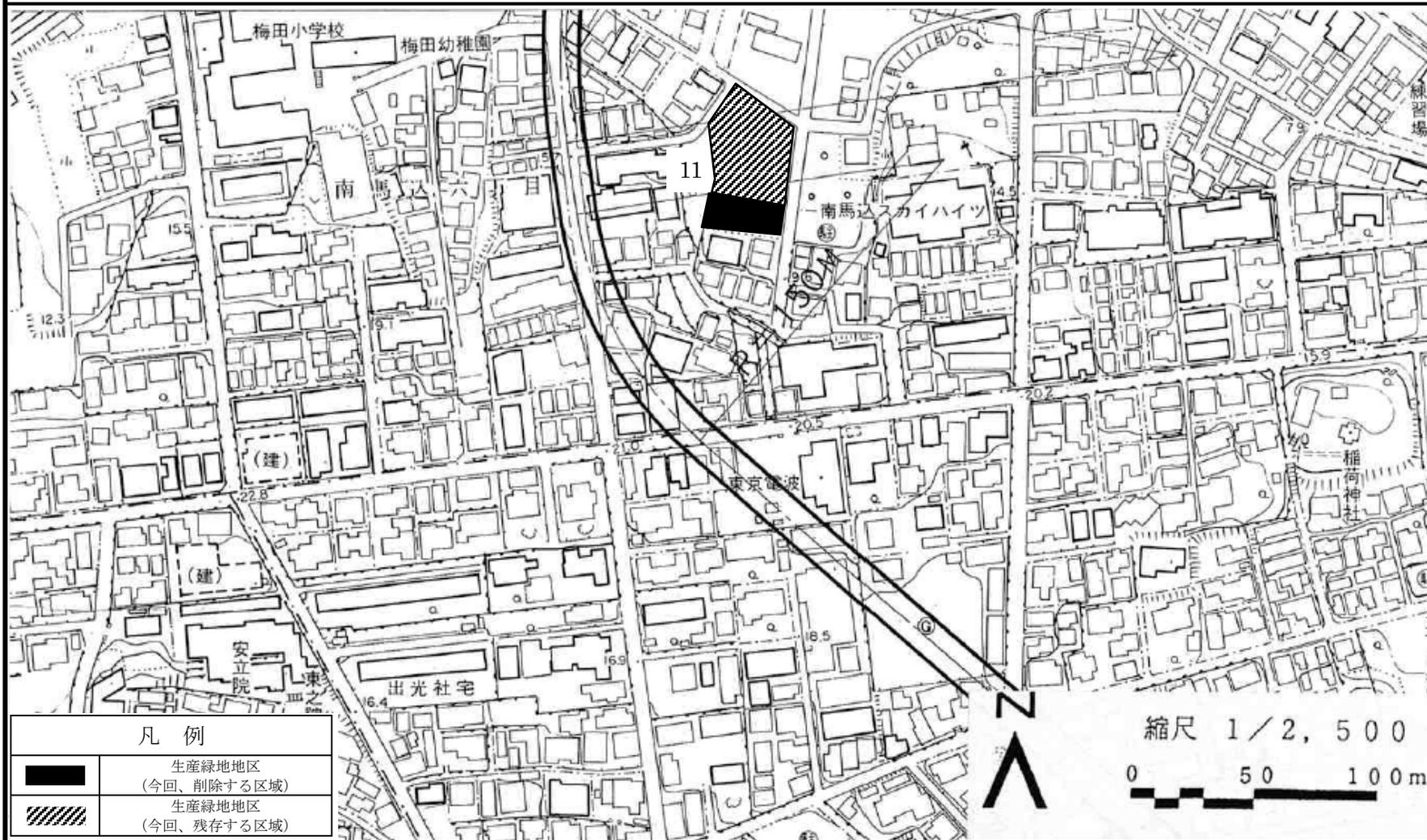
凡例	
生産緑地地区	
☆	既指定区域
★	今回、削除のみ行う区域



東京都市計画生産緑地地区

計画図 1

[大田区決定]

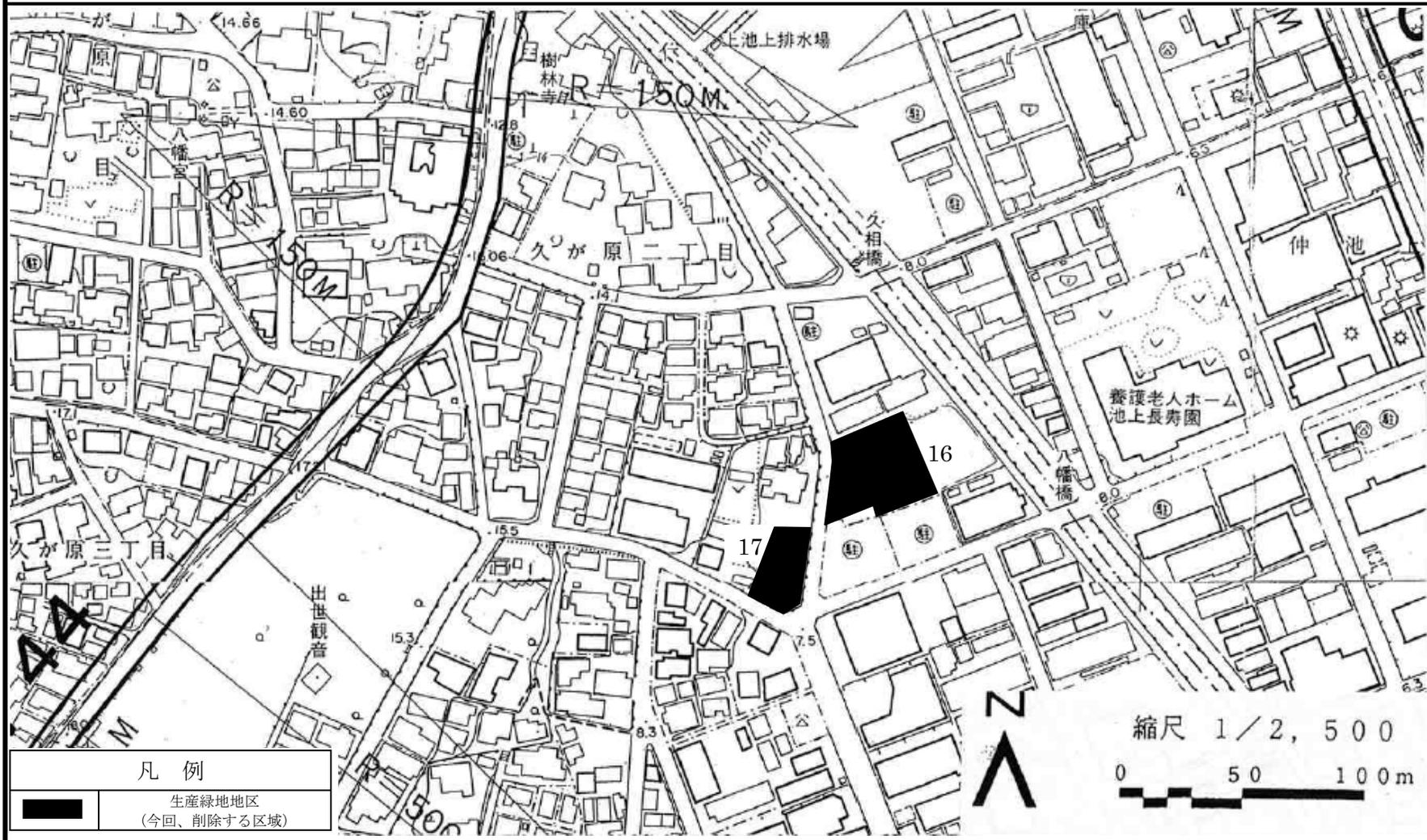


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は、東京都縮尺 1/3,000 の都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 22都市基交第496号、平成23年2月21日 (承認番号) 22都市基街測第158号、平成23年2月18日

東京都市計画生産緑地地区

計画図 2

[大田区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は、東京都縮尺 1/3,000 の都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 22都市基交第496号、平成23年2月21日 (承認番号) 22都市基街測第158号、平成23年2月18日

東京都市計画生産緑地地区の変更（大田区決定）について

【説明資料】

<p>1 都市計画の内容</p>	<p>①位 置：大田区南馬込六丁目地内（1 地区） 面 積：約 1,520 m<sup>2</sup>のうち約 500 m<sup>2</sup></p> <p>②位 置：大田区久が原二丁目地内（2 地区） 面 積：約 1,290 m<sup>2</sup>及び約 580 m<sup>2</sup></p>	<p>①用途地域等について 市街化区域 第一種中高層住居専用地域 容 積 率 200% 建ぺい率 60% 第2種高度地区 準防火地域</p>
<p>2 趣旨及び経緯</p>	<p>①本生産緑地地区（南馬込）は、平成4年11月10日に都市計画決定されたものである。 本案件は、主たる従事者の死亡により生産緑地法第10条に基づく買取り申出がなされ、生産緑地としての機能を失ったため都市計画の変更をしようとするものである。 なお、当該生産緑地地区1,520 m<sup>2</sup>のうち500 m<sup>2</sup>については、同法12条の規定に基づき、区が用地取得済みである。</p> <p>②本生産緑地地区（久が原）は、平成5年11月10日に都市計画決定されたものである。 本案件は、主たる従事者の疾病により生産緑地法第10条に基づく買取り申出がなされ、同法第14条に基づく行為の制限の解除により、生産緑地としての機能を失ったため都市計画の変更をしようとするものである。</p>	<p>日影規制 3h-2h(4.0m)</p> <p>②用途地域等について 市街化区域 第一種住居地域 容 積 率 200% 建ぺい率 60% 第2種高度地区 準防火地域 日影規制 4h-2.5h(4.0m)</p>
<p>3 公告・縦覧</p>	<p>公告・縦覧については、本年5/11号の大田区報及び大田区のホームページにてお知らせを掲載し、平成23年5月12日から平成23年5月26日までの2週間、大田区まちづくり推進部まちづくり管理課にて、縦覧に供した。</p>	<p>○生産緑地の変更に係る 東京都知事同意協議 平成23年4月20日付 收受</p>

生産緑地地区指定状況

番号	住居表示	敷地面積	指定年月日	削除年月日	備考
1	中馬込三丁目14番街区	約0.07ha	H4.11.10		
2	中馬込三丁目17番街区	約0.18ha	H4.11.10		
3	中馬込三丁目20番街区	約0.32ha	H4.11.10		
4	中馬込三丁目8番街区	約0.13ha	H4.11.10		
5	中馬込三丁目10番街区	約0.15ha	H4.11.10		
6	東雪谷五丁目37番街区	約0.46ha	H4.11.10		
7	西馬込一丁目31番街区	約0.11ha	H4.11.10		
8	西馬込一丁目21番街区	約0.10ha	H4.11.10		
9	仲池上一丁目8番街区	約0.06ha	H4.11.10		
10	仲池上二丁目2番街区	約0.12ha	H4.11.10		
11	南馬込六丁目9番街区	約0.15ha	H4.11.10	今回	一部削除(0.05)
12	南馬込六丁目14番街区	約0.05ha	H4.11.10		
13	下丸子四丁目8番街区	約0.28ha	H4.11.10		
14	下丸子四丁目3番街区	約0.07ha	H4.11.10		
15	下丸子一丁目19番街区	約0.4ha	H4.11.10	H17.7.19	全部削除(0.4)
16	久が原二丁目3番街区	約0.13ha	H5.11.10	今回	全部削除(0.13)
17	久が原二丁目4番街区	約0.06ha	H5.11.10	今回	全部削除(0.06)
18	鵜の木三丁目20番街区	約0.06ha	H5.11.10		
19	中央一丁目17番街区	約0.06ha	H5.11.10		
		約2.96ha			約0.64ha

計2.32ha